

1. 職員配置

職員については、保育士を常駐させ、保護者からの受付と病児への対応を行う。

病児利用になった場合は、あらかじめ登録している職員（保育士1名・看護師3名）の中から選別し、その対応にあたる。

利用者からの要望・苦情への対応は、法人の「苦情解決対策」により対応する。

常駐の看護師配置がかなわなかったため、法人内の看護師、保育士のサポートで事業を展開した。

2. 業務責任者

児童養護施設 光明童園 地域支援部門責任者 諫山直子を業務責任者とする。

3. 医療機関等との連携

指導医については、児童養護施設光明童園及び児童発達支援センターにここにおける嘱託医である、小児科医「山田クリニック」に依頼し、協定を締結する。

緊急時の協力医療機関については、水俣市総合医療センターに依頼し、協定を締結する。

4. 安全面・衛生面の配慮事項

2F部分には保育室2室と観察室（安静室）を1室用意し、症状による個別対応を図り、感染を防ぐと共に常駐の保育士を中心に、その専門性により、アセスメントを強化し感染や悪化の防止を図った。

5. 事故防止対策

外部からの侵入防止については、画像が確認できるインターフォンを用意し玄関での人物確認を行う。

児童の転落・墜落防止の為、各部屋窓部には格子、廊下には転落防止柵を設置する。

送迎者の確認については、お預かり・お迎えの際のアセスメントを徹底する。

6. 事故発生時の対応

連絡体制・避難誘導・対応マニュアルについては、児童養護施設光明童園及び児童発達支援センターにここが隣接しているため、同様のものを用いて対応を図る。損害賠償保険に加入。

7. 利用者（保護者）への対応

児童の健康状態の管理体制については、「病児預かり記録」や医療機関からの「連絡票」、利用者からの聴き取りを徹底し管理。

保護者への対応については、利用受付や送迎の際に、綿密なコミュニケーションをとり対応。

個人情報の管理方法については、書類棚の施錠の徹底、パソコン使用時のパスワード設定、職員への指導（就業規則に基づく個人情報保護規定「個人情報保護契約書」等）を徹底。

8. 事業運営の向上及び職員の質の向上

月1回地域支援に関わる法人内スタッフとの会議（児童養護施設光明童園 地域支援班スタッフ、児童家庭支援センターオーリーブの木および市委託事業従事スタッフ）を行い、利用者や仕事内容の共有、行事企画等の報告を行う。

研修においてはコミュニケーション技法を中心とした相談援助技術について学ぶ時間を設け、職員の質を高

めていく。協議会主催の研修会への参加、他の病児保育室への視察等は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえてその都度実施を検討する。

法人職員研修で中堅職員として技法を学ぶ。また7月には病児病後児保育の全国大会研修が行われ参加する。

9. 広報・地域活動

利用者がいない場合には、常勤職員を中心にパンフレットやビラ、ポスターを作成し、保育所、こども園、幼稚園、学童、地域の催しに積極的に出向き、水俣市・津奈木町の子育て事情の把握及び、広報活動を行う。見学会は不定期での開催。病児・病後児保育の活動の周知もかねた地域への貢献活動として、毎月行われる子ども地域食堂ポパイの活動にも携わった。

10. 利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	17	4	11	9	21	6	18	10	11	23	19	13	162

登録者数 117名

利用者数 162名

見学者数 46名

新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数がここ数年減少傾向であったが、今年度150件を上回る利用者数となった。